

環水大自発第 1702242 号  
平成 29 年 2 月 24 日

都道府県知事 殿

環境省水・大気環境局長  
( 公 印 省 略 )

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」等の改正について(通知)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 27 年法律第 50 号)が平成 27 年 6 月 26 日に公布され、これによる「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成 17 年法律第 51 号)の一部改正が平成 29 年 4 月 1 日から施行される。

また、これに関連する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年 10 月 21 日政令第 334 号)及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号)が平成 29 年 4 月 1 日から施行される。

これらの改正内容等については下記のとおりであるので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管下市町村、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

特定特殊自動車の利用者に対する技術基準適合命令等について、国から使用現場に近い都道府県へ移譲することで、指導監督体制の充実に資するものとする。

### 第 2 改正の内容

国の地方支分部局が担ってきた特定特殊自動車の利用者に対する以下の事務を、自治事務として都道府県に移譲する。ただし、報告徴収及び立入検査については、引き続き国も実施することが可能とする。

- ・技術基準適合命令(法第 18 条第 1 項)
- ・指導及び助言(法第 28 条第 2 項)
- ・報告徴収(法第 29 条第 2 項)
- ・立入検査(第 30 条第 2 項)

### 第3 留意点

#### (1) 主務大臣への報告について

移譲された事務を行った場合は、法及び施行規則の規定に従い主務大臣へ報告すること。

#### (2) 都道府県間の連携について

特定特殊自動車の使用者に対し、移譲された事務を行う場合には、一の事例に対して二重に命令等を発出しないよう、関係する都道府県間で連携すること。

#### (3) その他

立入検査を実施する場合(検査後の技術基準適合命令発出等も含む)には、別添の「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への立入検査実施要領の制定について」(平成18年12月21日付環水大自発第061221001号各地方環境事務所あて水・大気環境局長通達)を参考とすること。

以上